

議案第79号  
令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）

資料No.1（5） 令和2年度ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を実施するものです。

2 事業概要

（1）支給対象者

① 【基本給付】

ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者

イ 公的年金等\*を受給しており、児童扶養手当の支給対象とならない者

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象の水準まで下がった者

② 【追加給付】

上記①の基本給付のアまたはイに該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

（2）支給額

① 【基本給付】 1世帯5万円（第2子以降がいる世帯は1人につき3万円加算）

② 【追加給付】 1世帯5万円

（3）申請及び支給の時期

① 上記①の基本給付アの者については申請不要です。

基本給付金は8月下旬に児童扶養手当登録口座へ振り込みとなります。

② 上記①の基本給付イ、ウの者については申請が必要です。8月3日から本庁窓口にて支給申請受付を開始し、審査確認の後、9月から支給を開始します。

③ 追加給付については、8月に予定している児童扶養手当の現況届受付時に対象者に申請書を提出いただき、9月から支給を開始します。

3 事業費及び事務費

（1）事業費 143,790千円

【基本給付】 96,040千円、【追加給付】 47,750千円）

（2）事務費 7,744千円

〔主な費用〕 ・委託費 7,095千円（システム導入業務委託費）

（3）財源 国庫補助金（令和2年度低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費）の国庫補助率は、10/10です。